

平成25年度
第1回 知立市都市計画審議会

議 事 録

(1) 会議の日時及び場所

開催日時 平成25年11月1日(金)
午後1時30分 ~ 午後2時00分
開催場所 知立市中央公民館 2階 中会議室

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名(出席表)

委員数 13名
出席者 13名
欠席者 0名

	氏名	出席	欠席
会長	藤澤貞夫	○	
委員	坂田 修	○	
委員	田中 健	○	
委員	池田福子	○	
委員	稲垣達雄	○	
委員	風間勝治	○	
委員	柴田高伸	○	
委員	林 秋雄	○	
委員	兼子弘高	○	
委員	隅田 薫	○	
委員	市川育夫	○	
委員	石田一明	○	
委員	三宅守人	○	

(3) 審議事項

議案第1号 西三河都市計画生産緑地地区の変更(案)について
(知立市決定)

「議事の概要及び経過」

<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>本日は、お忙しい中、知立市都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>私は本日の司会を務めさせていただきます、都市計画課長の柘植と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>(資料の確認)</p> <p>続きまして、平成25年度第1回審議会という事で委員の変更がございますので、改めて委員の皆様を事務局よりご紹介させていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>審議会における議長は都市計画審議会設置条例第7条第2項の規定により会長が務める事となっておりますので、藤澤会長に審議会の開会、議事の進行をお願いいたします。また、知立市都市計画審議会運営要綱第7条により、本会議は公開とさせていただきます。なお、本日の傍聴者は0名です。</p> <p>それでは、藤澤会長より審議会の開会をお願いします。</p>
<p>藤澤会長</p>	<p>ただ今より、平成25年度第1回知立市都市計画審議会を開催します。</p> <p>皆様のご協力を得て、審議会をスムーズに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の出席委員は13名で、知立市都市計画審議会設置条例第7条第3項の規定による定数に達しています。</p> <p>なお、知立市都市計画審議会運営要綱第6条第1項の規定による、本日の議事録署名人を「兼子委員」と「田中委員」にお願いします。</p> <p>最初に、市長より挨拶をお願いします。</p>
<p>市長</p>	<p>(挨拶)</p>
<p>藤澤会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「西三河都市計画 生産緑地地区」の変更について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寒河井主事)</p>	<p>(説明)</p>

藤澤会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第1号についての質疑に入ります。</p> <p>何かご意見・ご質問等ありましたら、よろしくお願いします。</p>
池田委員	<p>故障の範囲がわかりにくいので、教えていただきたい。</p>
事務局 (寒河井主事)	<p>故障は、病気やけがで今後農業に従事することが不可能だということを医師が判断し、診断書を出しますと、故障として認定します。</p>
池田委員	<p>7-1、7-25は大きい土地ですが、現在はどうなっていますか。</p>
事務局 (寒河井主事)	<p>まず7-1は、住宅開発が進んでいます。7-25は、タイヤ、自動車の整備工場が開発され、営業しています。</p>
林委員	<p>生産緑地については、指定当時、30年経つとその制度がなくなるだろうという理解があったのですが、30年経つと、生産緑地の指定は全て外れるのでしょうか。知立市としての考えがあれば、教えていただきたい。</p>
事務局 (寒河井主事)	<p>生産緑地法では、指定から30年経つと、死亡や故障といった理由がなくても買取申出ができるようになるということが決まっており、30年経つと全ての生産緑地が自動的に制限解除になるということは決まっていませんので、買取申出をその都度出していただいた上で、解除するという解釈が一般的と考えています。法律には詳しいことが書かれていませんので、いずれ近くなりましたら、愛知県さんからも指導があるものと考えています。</p>
林委員	<p>世代交代が進んでいますが、相続した場合も30年という期間は続いていますか。</p>
事務局 (寒河井主事)	<p>生産緑地は平成4年から指定していますので、現在20年ほど経ったところですが。</p> <p>生産緑地は、場所と面積だけを都市計画決定していますので、所有者が変わることは関係ありません。従って、相続して所有者が変わっても30年の期間はやり直しにならず、指定した当初からの経過年数がそのまま続くということになります。</p>
風間委員	<p>7-1、7-25、8-48で面積切れによる、という理由で指定が解除になっていますが、この部分は、農業委員会の議案には載ってこないのでしょうか。</p>
事務局	<p>面積切れの部分については、特に正式な通知等もなく都市計画手続きを経</p>

<p>(寒河井主事)</p>	<p>て解除になります。今回の手続きは順調に進みますと、12月に変更告示が出され、次の1月1日付けの生産緑地が外れた時点での税金の通知がご本人に届くということになります。</p> <p>また買取申出の際にも、買取申出をされる方に対して、このままではお隣の方が制限解除になってしまいますが、それを承知しているかの確認をし、併せて、市からも面積切れになってしまう方に、ご連絡はさせていただいています。</p>
<p>風間委員</p>	<p>農業委員会では、買取申出の部分しか議案に上がってきていないので、農業委員会の方でも、最終的にはその隣の部分も解除になることを踏まえて、整合性をもって審議したほうがいいのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>農業委員会では買取申出の部分だけを審議しており、法的には問題ありませんが、今後は、農業委員会にも何らかの形で面積切れの部分が発生してしまうことを通知していくよう、検討したいと思います。</p>
<p>風間委員</p>	<p>ぜひそれは正式云々を問わず、配慮してやっていただきたい。農地はどんどん減っていく傾向にありますが、農業委員会の方々は保全に対する思いが強いので、法的に必要な部分だけを審議して、ふたを開けてみれば全部が変わっていた、といったことでは、農業関係者との正しいコンセンサスが得られないと思います。</p>
<p>稲垣委員</p>	<p>生産緑地は、その一団を複数の方が所有しているということを知っていますが、そのうちの一方だけが買取申出をされるという事例はあるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (寒河井主事)</p>	<p>そういった事例は多々あります。</p> <p>また、一人の方が複数の農地を持っていることもあり、5つの農地のうち3つだけを買取申出される方もいます。そういった場合、残りの2つについては、その方を理由には買取申出はできない、ということになります。</p>
<p>藤澤会長</p>	<p>他に何かありませんか。</p> <p>格別ないようですので、質疑を終了し、これより採決に入ります。</p> <p>議案第1号「西三河都市計画 生産緑地地区」の変更について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員挙手ですので、本議案は原案どおり「異議なし」で議決されました。</p>

<p>事務局 (寒河井主事)</p> <p>藤澤会長</p>	<p>以上で本日の議決案件を終了します。</p> <p>最後に、「その他」について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務連絡)</p> <p>事務局からの話も終わりましたので、これもちまして本日の知立市都市計画審議会を終了いたします。</p> <p>ご協力いただき誠にありがとうございました。</p>
------------------------------------	--